

京都大学創立125周年記念行事の冠を付した行事の実施に関する取扱要項

令和3年1月12日

総長裁定制定

(趣旨)

第1条 この要項は、京都大学創立125周年記念事業の一環として、学内外において実施する「京都大学創立125周年記念行事」の名称を冠する行事(以下「冠行事」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 冠行事として実施することができる行事は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間に実施する行事であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 京都大学(以下「本学」という。)が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム、講演会その他の行事
- (2) 本学の部局等が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム、講演会その他の行事
- (3) 京都大学学内団体規程(昭和26年達示第3号)第3条により承認を受けた学生団体が学生担当の理事の承認を受けて行う行事
- (4) 本学の教職員であった者又は本学の卒業生が代表を務める団体等が主催する行事
- (5) その他本学が特に認めた行事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行事は、冠行事として実施することはできない。

- (1) 本学の名誉を損なうおそれがある行事
- (2) 政治、思想又は宗教の活動の一環として行われる行事
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがある行事
- (4) 公衆衛生及び災害防止のために十分な措置が講じられていない場所で行われる行事
- (5) 営利を目的として行われる行事(広報担当の理事(以下「担当理事」という。)が冠行事としての実施を特に認めた行事を除く。)
- (6) その他京都大学創立125周年記念事業の趣旨及び目的に適さない行事

(申請及び許可)

第3条 行事を冠行事として実施しようとする者は、原則として当該行事を開始する日の3か月前までに、担当理事に申請するものとする。

- 2 担当理事は、前項の申請があったときは、当該行事の冠行事としての実施に係る許可又は不許可を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 担当理事は、前項の許可の決定に際し、当該冠行事の実施について必要な条件を付すことができる。
- 4 第2項の規定に基づき、冠行事としての行事の実施を許可された者(以下「実施者」という。)以外の者は、行事を冠行事として実施してはならない。

5 実施者は、冠行事に中止、延期等の変更が生じた場合は、速やかに担当理事に届け出なければならない。

(周知等の支援)

第4条 実施者は、本学の創立125周年を広報するためのウェブサイトを活用した行事内容の周知等の支援を受けることができる。

(遵守事項)

第5条 実施者は、この要項その他諸規定及び冠行事の実施について付された条件を遵守しなければならない。

(使用の取消等)

第6条 担当理事は、実施者が前条の規定に違反したと認めるときは、冠行事としての実施の許可を取り消すことができる。

2 担当理事は、実施者以外の者が冠行事を実施した場合は、当該行事に「京都大学創立125周年記念行事」の名称を冠しないよう求めるものとする。

3 前2項の規定により、冠行事としての実施の許可を取り消し、又は行事に「京都大学創立125周年記念行事」の名称を冠しないよう求めたことにより実施者等に損害が生じることがあっても、本学はその責を負わない。

(冠行事の許可等に関する事務)

第7条 冠行事の許可等に関する事務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、冠行事の取扱いに関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この要項は、令和3年1月12日から実施する。